



JFニュースレター 2020.6.18

新型コロナウイルス関連情報 NO.34

雇用調整助成金の受給額の上限の引き上げ等について

一般社団法人日本フードサービス協会 会長 赤塚 保正

協会では、新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動を縮小せざるを得ない事業者が、雇用を維持するために支払う休業手当の費用を国が助成する雇用調整助成金の受給額の上限の引き上げ等を要求しておりましたが、以下のような拡充が行われました。まだ、申請手続き等がお済みでない会員の方々におかれましては、今一度ご確認をお願いします。

1 助成額の上限額の引上げ及び助成率の拡充について、以下のとおり見直されました。

	従 来	見直し後
期 間	4 / 1 ~ 6 / 30	4 / 1 ~ 9 / 30
助成額	1日 8,330 円が上限	1日 15,000 円が上限
助成率	<ul style="list-style-type: none"> ○ 大企業 2/3 ○ 中小企業 4/5 ※解雇等がない場合 ○ 大企業 3/4 ○ 中小企業 9/10 【中小企業特例】 (4/8~6/30) ・休業要請を受け休業する等、一定の要件を満たす場合 10/10 ・休業手当支払率が60%超の場合は超えている部分は10/10 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 大企業 2/3 (変更なし) ○ 中小企業 4/5 (変更なし) ※解雇等がない場合 ○ 大企業 3/4 (変更なし) ○ 中小企業 10/10

- ・既に申請済みの事業主についても、令和2年4月1日に遡って適用となります。
- ・過去の休業手当を見直し(増額し)、従業員に対して追加で休業手当の増額分を支給した場合は、当該増額分について、再申請の手続をすることで追加支給が行われます。
- ・緊急雇用安定助成金も対象となります。

(厚生労働省ホームページ)

雇用調整助成金(新型コロナウイルス感染症の影響に伴う特例)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html

詳細はお近くの都道府県労働局又は公共職業安定所(ハローワーク)にお問合せ下さい。

JF事務局:金丸・岡田・石井(03-5403-1060)